

平成 29 年第 2 回臨時会

鋸南町議会会議録

平成 29 年 5 月 9 日 開会

平成 29 年 5 月 9 日 閉会

鋸南町議会

平成 29 年第 2 回 鋸南町議会臨時会議案一覧表

議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について）
議案第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）
議案第 4 号	鋸南町教育委員会委員の任命について
議案第 5 号	鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について
辞職第 1 号	議長の辞職許可について
選挙第 1 号	議長の選挙について
選挙第 2 号	副議長の選挙について
選任第 1 号	鋸南町議会常任委員会委員の選任について
選任第 2 号	鋸南町議会運営委員会委員の選任について
選挙第 3 号	安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙について
選挙第 4 号	鋸南地区環境衛生組合議会議員の補欠選挙について
選挙第 5 号	千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
議案第 6 号	鋸南町監査委員の選任について
議案第 7 号	鋸南町消防委員会委員の選任について
議案第 8 号	鋸南町消防委員会委員の選任について
辞職第 2 号	議会広報特別委員会委員の辞職許可について
選任第 3 号	議会広報特別委員会委員の選任について

平成 29 年第 2 回 鋸南町議会臨時会 会議録目次

招集告示	1
第 1 号（5 月 7 日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第 121 条の第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣言	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
提案理由の説明	7
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
日程の追加	18
辞職第 1 号	19
選挙第 1 号	19
日程の追加	23
選挙第 2 号	23
選任第 1 号	26
選任第 2 号	28
日程の追加	30
選挙第 3 号	30
選挙第 4 号	31
選挙第 5 号	32
議案第 6 号の上程、説明、採決	33
議案第 7 号の上程、説明、採決	34

議案第8号の上程、説明、採決	35
日程の追加.....	37
辞職第2号.....	37
選任第3号.....	38
閉会の宣言	41

鋸南町告示第20号

平成29年第2回鋸南町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成29年5月2日

鋸南町長 白石 治 和

記

- 1 日 時 平成29年5月9日（火） 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
(一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町税条等の一部を改正する条例の制定について)
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)
 - (4) 鋸南町教育委員会委員の任命について
 - (5) 鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - (6) 鋸南町議会常任委員会委員の選任について
 - (7) 鋸南町議会運営委員会委員の選任について

平成29年第2回鋸南町議会臨時会議事日程〔第1号〕

平成29年5月9日 午前10時開会

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 議案第1号 | 専決処分の承認を求めることについて
(一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について) |
| 日程第5 | 議案第2号 | 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について) |
| 日程第6 | 議案第3号 | 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について) |
| 日程第7 | 議案第4号 | 鋸南町教育委員会委員の任命について |
| 日程第8 | 議案第5号 | 鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第9 | 選任第1号 | 鋸南町議会常任委員会委員の選任について |
| 日程第10 | 選任第2号 | 鋸南町議会運営委員会委員の選任について |

平成29年第2回鋸南町議会臨時会追加議事日程〔第1号の追加1〕

平成29年5月9日

- | | | |
|--------|-------|-------------|
| 追加日程第1 | 辞職第1号 | 議長の辞職許可について |
| 追加日程第2 | 選挙第1号 | 議長の選挙について |

平成29年第2回鋸南町議会臨時会追加議事日程〔第1号の追加2〕

平成29年5月9日

- | | | |
|--------|-------|------------|
| 追加日程第1 | 選挙第2号 | 副議長の選挙について |
|--------|-------|------------|

平成29年第2回鋸南町議会臨時会追加議事日程〔第1号の追加3〕

平成29年5月9日

追加日程第1	選挙第3号	安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙について
追加日程第2	選挙第4号	鋸南地区環境衛生組合議会議員の補欠選挙について
追加日程第3	選挙第5号	千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
追加日程第4	議案第6号	鋸南町監査委員の選任について
追加日程第5	議案第7号	鋸南町消防委員会委員の選任について
追加日程第6	議案第8号	鋸南町消防委員会委員の選任について

平成29年第2回鋸南町議会臨時会追加議事日程〔第1号の追加4〕

平成29年5月9日

追加日程第1	辞職第2号	議会広報特別委員会委員の辞職許可について
追加日程第2	選任第3号	議会広報特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番 田 久 保 浩 通 君	2 番 青 木 悦 子 君
3 番 笹 生 久 男 君	4 番 渡 邊 信 廣 君
5 番 小 藤 田 一 幸 君	6 番 緒 方 猛 君
7 番 鈴 木 辰 也 君	8 番 黒 川 大 司 君
9 番 伊 藤 茂 明 君	10 番 笹 生 正 己 君
11 番 平 島 孝 一 郎 君	12 番 三 国 幸 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石 治和 君	副 町 長	内田 正司 君
教 育	長	富永 安男 君	総務企画課長	増田 光俊 君
税務住民課長		平野 幸男 君	保健福祉課長	杉田 和信 君
地域振興課長		飯田 浩 君	建設水道課長	平嶋 隆 君
教 育 課 長		福原 規夫 君	会計管理者	福原 傳夫 君
監 査 委 員		柴本 健二 君	総務管理室長	寺本 幸弘 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	笹 生 矩 義	書	記	安 藤 睦
---------	---------	---	---	-------

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………
〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（伊藤茂明）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、平成29年第2回鋸南町議会臨時会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

配付漏れなしと認めます。

なお、本日傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

そして、本日の傍聴席につきましては定員28名の他に、12席を用意してありますので、議会傍聴者が多数の場合は、40名までを許可したいと思いますので、御了承願います。

傍聴席の皆様をお願い申し上げますが、以降は、傍聴規則に従い静粛に傍聴いただくよう、御協力をお願いします。

また、携帯電話は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤茂明）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

3番 笹生久男君、10番 笹生正己君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤茂明）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る5月2日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議され

ておりますので、今臨時会の会期及び日程について議会運営委員長から報告を求めます。
議会運営委員会委員長 三国幸次君。

〔議会運営委員会委員長 三国幸次君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（三国幸次君）

皆さんおはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、去る5月2日午前10時から議会運営委員会を開き、平成29年第2回鋸南町議会臨時会の会期及び日程等について、協議いたしましたので、御報告いたします。

今臨時会の会期は、本日1日とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

議案につきましては、町長提出議案5件と、議会の人事案件であります。

議案第1号から議案第5号については、順次上程の上、採決をお願いいたします。

また、選任第1号及び第2号につきましても、順次上程の上、採決願いたいと思いません。

議会の人事改選については、円滑な議会運営がなされるよう、議員各位の御協力を賜りたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果を御報告申し上げると共に、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

お諮りします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤茂明）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今臨時会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書により

報告をしたとおりです。

今臨時会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和君 登壇]

◎提案理由の説明

○町長（白石治和君）

皆さんおはようございます。

本日、ここに平成29年第2回鋸南町議会臨時会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私ともお忙しいところ、御出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本臨時会に、町長として、御提案申し上げます議案は、専決処分の承認が3件、及び人事案件が2件ありますが、それぞれ概略を申し上げます。

議案の第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。一般職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の専決処分でありまして、一般行政職の等級別基準職務表を見直す必要が生じたため、一般職の給与等に関する条例の改正について、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により、議会の御承認をお願いをするものでございます。

議案の第2号は、「専決処分の承認を求めることについて」であります。鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について」の専決処分でありまして、地方税法等及び航空燃料譲与税法の一部改正に伴う、鋸南町税条例の改正について、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定によりまして、議会の御承認をお願いをするものでございます。

議案の第3号は、「専決処分の承認を求めることについて」であります。鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の専決処分でありまして、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う、鋸南町国民健康保険条例の改正について、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定によりまして、議会の御承認をお願いをするものであります。

議案の第4号「鋸南町教育委員会委員の任命について」であります。本年5月の23日をもちまして、現教育委員の前田良子氏が、任期満了となりますが、新たに篠原恭恵氏を教育委員に任命いたしたく、議会の御同意をお願いをするものでございます。

議案の第5号「鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。本年5月17日をもちまして、現審査委員の池田博幸氏が、任期満了となりますが、引き続き

同氏を審査委員に選任いたしたく、議会の御同意をお願いをするものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（伊藤茂明）

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第4 議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

重点説明をお願いいたします。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊君 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊君）

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」御説明いたします。

専決処分の承認をお願いいたしますのは、「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、議会の御承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、「一般行政職給料表等級別基準職務表」の一部について見直しを行うものでございます。

それでは、新旧対照表により、御説明させていただきますので、新旧対照表をお願いいたします。

別表第3等級別基準職務表、イ一般行政職給料表等級別基準職務表について、5級の基準となる職務について、「本庁の室長の職務 出先機関の室長の職務」の規定を追加したものでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第5 議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

重点説明をお願いいたします。

税務住民課長 平野幸男君。

〔税務住民課長 平野幸男君 登壇〕

○税務住民課長（平野幸男君）

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」御説明いたします。

専決処分の承認をお願い致しますのは、「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成29年3月31日にそれぞれ公布され、原則4月1日から施行されることに伴い、鋸南町税条例の一部を改正す

る必要が生じたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日に専決処分をしたもので、同条第 3 項の規定により、議会の御承認をお願いするものでございます。

改正の主なものは、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し並びに、軽自動車税の軽減等の特別措置の見直しに係る規定を整備しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

新旧対照表、本則による改正を御覧下さい。

なお、字句の整備などに関しましては、一部説明を省略をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

第 19 条所得割の課税標準につきましては、地方税法の改正に伴い、個人住民税における上場株式等の特定配当等及び、特定株式等譲渡所得金額に係る所得につきまして、提出すべき申告書の名称を明らかにすると共に、適用除外の規定を整備するものでございます。

2 ページから 4 ページにかけまして、第 21 条の 2 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除及び第 35 条法人の町民税の申告納付につきましては、法の改正に併せまして、字句を整備するものでございます。

4 ページ下段をお願いいたします。

第 36 条法人の町民税に係る不足税額の納付の手續につきましては、法改正に併せまして、字句を整備する他、町民税の延滞金の計算期間から一定の期間を控除することに関し、規定を整備するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第 46 条固定資産税の課税標準につきましては、法の改正により、震災等により滅失等した資産に代わる償却資産等に対する特例が設けられたことに伴い、字句を整備するものでございます。

下段の、第 46 条の 2 は、昨年導入されました地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例に関しまして、今回の法改正により対象が拡大されたことに伴い、第 1 項では家庭的保育事業に関し、第 2 項では居宅訪問型保育事業に関し、第 3 項では事業所内保育事業に関し、それぞれの事業に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合を 2 分の 1 とする規定を追加するものでございます。

7 ページ上段をお願いいたします。

第 48 条の 2 は、区分所有に係る家屋の専有部分の割合の補正の申出に関しまして、法改正により、居住用超高層建築物、通称タワーマンションが追加されたことから、規定を整備するものでございます。

中段から、8 ページ下段についてでございます。

第 48 条の 3 は、共用土地の固定資産税額の按分の申出につきまして、法改正により、

被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域が定められた場合の申出の期日が追加されましたことから、規定を整備するものでございます。

8 ページ下段でございます。

第 59 条の 5 被災住宅用地の申告につきましては、法改正により、被災市街地復興推進地域が定められた場合において、第 1 項においては申告の期日、第 2 項においては住宅用地の申告の適用除外に関し、規定を追加するものでございます。

9 ページ下段をお願いいたします。

改正附則の改正となります。

附則第 3 条の 3 個人の町民税の所得割の非課税の範囲等は、法改正に併せまして、非課税の算出基礎を、現行の 32 万円から 35 万円に引き上げ、対象範囲を控除対象配偶者から同一生計配偶者に改めるため、字句を整備するものでございます。

10 ページをお願いいたします。

附則第 10 条は、法改正により新設された規定を、今回の改正条文であります第 46 条第 8 項の読み替え規定に適用するため、規定を整備するものでございます。

附則第 10 条の 2 通称わがまち特例の割合を定める規定につきましては、法改正に伴い、現行第 10 項に規定するフロン類が充填された冷蔵機器等の規定を削り、改正案第 10 項では、法附則第 15 条第 44 項に規定する特定事業所内保育所に関する割合を 2 分の 1 とする規定、改正案第 11 項では、法附則第 15 条第 45 項に規定する市民緑地の用に供する土地の割合を 3 分の 2 とする規定を、それぞれ整備するものでございます。

11 ページをお願いいたします。

附則第 10 条の 3 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、法改正に伴い、字句の整備を行う他、12 ページに移りまして、第 9 項では、特定耐震基準適合住宅に関し、13 ページに移りまして、第 10 項では、特定熱損失防止改修住宅に関し、それぞれ申告書の提出にあたり、申告の期日、添付書類等の規定を追加するものでございます。

14 ページ上段をお願いいたします。

附則第 11 条軽自動車税の税率の特例につきましては、一定の環境性能を有する軽自動車等の燃費性能に応じた、グリーン化特例の軽課の規定に関し、法改正により、第 5 項では、電気軽自動車及び基準適合の天然ガス軽自動車に関し、第 6 項、第 7 項では、それぞれの基準に適合した乗用及び貨物用の軽自動車に関し、特例の期間を、平成 30 年度分、平成 31 年度分に再延長するため、規定等の整備を行うものでございます。

15 ページ中段をお願いいたします。

附則第 11 条の 2 は、法改正により、軽自動車税の賦課徴収の特例に関する規定が新設されましたことから、適用の判断及び所有者とみなす者、加算割合、納期限等につきまして、規定を追加するものでございます。

16 ページ上段をお願いいたします。

附則第 11 条の 3 上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例につきましては、法改正により、特定配当等の所得に関する適用を、提出された申告書等に基づき、町長が決定できることを明確化するため、規定を整備するものでございます。

16 ページ下段から 17 ページについてお願いいたします。

附則第 14 条肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、法改正により、町民税の所得割における、肉用牛の売却に係る事業所得を免除する適用期限が、平成 30 年度から平成 33 年度に延長されましたことから、字句を整備するものでございます。

中段をお願いいたします。

附則第 19 条の 2 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、法改正により、町民税の所得割における、課税の特例に係る適用期限が、平成 29 年度から平成 32 年度に延長されましたことから、字句を整備するものでございます。

18 ページ上段をお願いいたします。

附則第 28 条特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例並びに附則第 28 条の 2 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、法改正により、町民税の特例の適用除外に関しまして、それぞれ規定を整備するものでございます。

施行期日ですが、附則第 6 条は公布の日、附則第 3 条の 3 第 1 項の改正規定のうち、同一生計配偶者に改める部分及び附則第 2 条第 2 項の規定は平成 31 年 1 月 1 日、附則第 5 条の規定は平成 31 年 10 月 1 日、附則第 10 条の 2 第 11 項を同条第 12 項とし、同条第 10 項の次に 1 項を加える改正規定は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日、その他の規定につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から施行となります。

次に、別綴の新旧対照表、附則第 5 条による改正をお願いいたします。

本改正は、法改正により、平成 26 年鋸南町条例第 11 号をもって公布しました「鋸南町税条例等の一部を改正する条例」の改正附則を改正するもので、附則第 6 条は、減税対象車の課税特例を規定した附則第 11 条の 2 を、次に説明します、附則第 6 条による改正において、規定を削除しますことから、字句を整備するものでございます。

恐れ入りますが、また別綴の新旧対照表、附則第 6 条による改正をお願いいたします。

本改正は、法改正により、平成 29 年鋸南町条例第 5 号をもって公布しました「鋸南町税条例等の一部を改正する条例」につきまして、改正を行うものでございます。

第 1 条の 2 は、今改正により新たに追加されました附則第 11 条の 2 軽自動車の賦課徴収の特例につきまして、消費税が 10%に引き上げられる平成 31 年 10 月 1 日に、当該規定を削るための改正でございます。

第2条は、法改正により、軽自動車の税率の特例を規定した附則第11条が改正されることに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第6 議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

重点説明をお願いいたします。

税務住民課長 平野幸男君。

〔税務住民課長 平野幸男君 登壇〕

○税務住民課長（平野幸男君）

議案第3号「専決処分の承認を求めることについて」御説明いたします。

専決処分の承認をお願い致しますのは、「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条

例の制定について」でございます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成 29 年 2 月 22 日に公布され、4 月 1 日から施行されることに伴い、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日に専決処分をしたもので、同条第 3 項の規定により、議会の御承認をお願いするものでございます。

改正の主なものは、国民健康保険料の減額の対象となる所得の基準につきまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。

第 20 条「保険料の減額」につきまして、施行令の改正に伴い、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を、第 2 号では、5 割軽減に係る金額を現行の 26 万 5,000 円から 27 万円に、2 ページに移りまして、第 3 号では、2 割軽減に係る金額を現行の 48 万円から 49 万円に、それぞれ引き上げるため、字句を整備するものでございます。

附則として、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、改正後の鋸南町国民健康保険条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第7 議案第4号「鋸南町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊君 登壇〕

○総務企画課長（増田光俊君）

議案第4号「鋸南町教育委員会委員の任命について」御説明申し上げます。

鋸南町教育委員会委員として任命することにつきまして、議会の御同意をお願いいたします方は、住所 鋸南町元名 1109 番地、氏名 篠原恭恵、生年月日 昭和 28 年 4 月 16 日。

任期は、平成 29 年 5 月 24 日から平成 33 年 5 月 23 日までの 4 年間であります。

なお、資料として、公職歴等を御手元に配布してございます。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に、同意することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

暫時休憩をいたします。
議員各位は自席でお待ちください。

……………休憩・午前10時34分……………

(篠原恭恵氏 入場)

……………再開・午前10時35分……………

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

篠原恭恵さんより教育委員に同意されたことについて、挨拶をしたき旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

篠原恭恵さん。

○教育委員（篠原恭恵君）

こんにちは。

ただいま、皆様から承認していただきました篠原恭恵と言います。

ありがとうございます。

私は、8年前まで教員をしておりました。家の都合で辞めましたけれども、そして今回また、皆さんに承認していただきまして、こういう形で教育関係のお仕事に身を置くということに大変喜びを感じております。

感謝しております。ありがとうございました。

何分微力でございます。ただ、一生懸命やろうという気持ちはありますので、町長さんはじめ、そして議員の皆様、皆様に御指導をいただきながら一生懸命頑張っ参りたいと思いますので、よろしくどうぞお願いします。

よろしくどうぞお願いします。ありがとうございます。

○議長（伊藤茂明）

篠原恭恵さんには、鋸南町の教育行政に御尽力賜りますようお願い申し上げまして、本日は大変御苦勞さまでした。

ありがとうございました。

しばらくお待ちください。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第8 議案第5号「鋸南町固定資産評価審査委員会委員の任命について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

[総務企画課長 増田光俊君 登壇]

○総務企画課長（増田光俊君）

議案第5号「鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について」御説明申し上げます。

鋸南町固定資産評価審査委員会委員として選任することにつきまして、議会の御同意をお願いいたします方は、住所 鋸南町下佐久間 2760 番地、氏名 池田博幸、生年月日 昭和 23 年 3 月 31 日。

任期は、平成 29 年 5 月 18 日から平成 32 年 5 月 17 日まででありまして、3 期目となるものでございます。

なお、資料として、公職歴を御手元に配布してございます。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に、同意することに賛成する諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

ここで、休憩いたします。

直ちに議員総会を開催しますので、議員各位は委員会室へお集まりください。

……………休憩・午前10時40分……………

……………再開・午前11時00分……………

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に、議長の退職願を副議長に提出いたしました。

この席から退席をさせていただきます。

○事務局長（笹生矩義君）

小藤田副議長、議長席へお願いいたします。

○副議長（小藤田一幸）

先ほど、休憩中に議長伊藤茂明君からの議長の辞職願が提出されました。

しばらくの間、議長の職務を行います。よろしくをお願いいたします。

追加議事日程を配付いたしますので、暫時休憩します。

…………… 休憩・午前11時01分……………

…………… 再開・午前11時03分……………

◎日程の追加

○副議長（小藤田一幸）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、追加議事日程、追加1を配付いたしました。

配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小藤田一幸）

配布漏れなしと認めます。

この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎辞職第1号

○副議長（小藤田一幸）

追加日程第1 辞職第1号「議長の辞職許可について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、議長伊藤茂明君の退席を求めます。

〔議長 伊藤茂明君 退席〕

○副議長（小藤田一幸）

事務局長をして、辞職願の朗読をいたさせます。

議会事務局長、笹生矩義君。

○議会事務局長（笹生矩義君）

辞職願 私はこの度、鋸南町議会の先例に従い、議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

平成29年5月9日、鋸南町議会議長伊藤茂明。

鋸南町議会副議長小藤田一幸様。

○副議長（小藤田一幸）

お諮りいたします。

伊藤茂明君の議長辞職を許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、伊藤茂明君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

伊藤茂明君の入場を許可いたします。

〔9番 伊藤茂明君 入場〕

○副議長（小藤田一幸）

伊藤茂明君の辞職願いが許可されましたので、報告いたします。

◎選挙第1号

○副議長（小藤田一幸）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号としての日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よってこの際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副議長（小藤田一幸）

追加日程第2 選挙第1号「議長の選挙」を行います。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長、笹生矩義君。

○事務局長（笹生矩義君）

「朗読」

○副議長（小藤田一幸）

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場の閉鎖）※ 会議規則第28条 出入の禁止

○副議長（小藤田一幸）

ただいまの出席議員は、12名です。

立会人を指名いたします。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 田久保浩通君、2番 青木悦子君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

（投票用紙の配付）

（投票箱の用意）

○副議長（小藤田一幸）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小藤田一幸）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人、事務局長お願いします。

(立会人・事務局長により点検)

○副議長（小藤田一幸）

異常なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長、笹生矩義君。

○事務局長（笹生矩義君）

それでは、順番に呼び上げます。

1 番 田久保 浩通 議員、 2 番 青木 悦子 議員

3 番 笹生 久男 議員、 4 番 渡邊 信廣 議員

5 番 小藤田 一幸 議員、 6 番 緒方 猛 議員

7 番 鈴木 辰也 議員、 8 番 黒川 大司 議員

9 番 伊藤 茂明 議員、 10 番 笹生 正己 議員

11 番 平島 孝一郎 議員、 12 番 三国 幸次 議員

○副議長（小藤田一幸）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小藤田一幸）

投票漏れは、なしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

田久保浩通君、青木悦子君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○副議長（小藤田一幸）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票

有効投票 12 票

無効投票 ゼロです。

有効投票のうち、小藤田一幸君 7 票 伊藤茂明君 5 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、小藤田一幸君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖解除)

○議長（小藤田一幸）

ただいま、議長に当選しました。

この議長席から大変恐縮ですが、一言御挨拶を申し上げます。

[議長 小藤田一幸 登壇]

○議長（小藤田一幸）

皆さん、こんにちは。

一言、議長就任の御挨拶を申し上げます。

ただいま、議員の皆様のお選挙によりまして鋸南町議会の議長に選ばれましたことは、この上ない光栄と同時に責任の重大さを痛感しているところでございます。

浅学非才であります。議長の要職を十分に果たすことができるか一抹の危惧が無い訳ではありませんが、議会が公正に活発に運営されますよう誠心誠意努力する所存でございます。

現在、鋸南町の抱えている課題は沢山ございます。その一つに人口減少があります。前回の統計によりますと、この鋸南町の人口減少が二桁台、つまり 10.35%という数字が出ております。人数から言うと 926 名、佐久間地区の人口がこの 5 年間減ったことになる訳です。私は、これはボクシングで例えると強力なボディブローだと思います。その内に足腰が立たなくなるんじゃないか。そう危惧している訳です。そしてまた、高齢化の問題がございます。65 歳以上の高齢者が人口の半分を過ぎるのは、これはもう時間の問題だと思います。独居老人の問題、それから交通弱者の問題、とにかく老人問題は早く手を打たなきゃいけないことだと考えております。この少子化と高齢化によって商業は購買力はなくなりますから、自然に衰退する可能性もありますし、農業においては高齢化、そして後継者がいない現状が増えてくる訳です。その他沢山の色々な問題が現在、鋸南町の課題としてある訳ですが、私は議長として議員と町行政との橋渡し、これを十分にしたいと考えております。そしてまた、我々議員の力量を高めなければいけません。そのためには、研修もしっかり力を入れて行きたいと考えております。

最後になりましたが、今後とも議員の皆様には、変わらぬ御指導御鞭撻を賜りますようお願いして言葉足りませんが、就任の挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

[「拍手」あり]

○議長（小藤田一幸）

ここで、暫時休憩します。

自席でお待ちください。

..... 休憩・午前 11 時 27 分

..... 再開・午前 11 時 30 分

◎日程の追加

○議長（小藤田一幸）

会議を再開します。

訂正をお願いします。

先ほど、法定得票数を 4 票と言いましたが、4 分の 1 の 3 票でしたので訂正をいたします。

選挙の結果については、変更ありません。

先ほどの議長選挙の結果、副議長が欠員となりました。

ここで、暫時休憩します。

追加議事日程を配付いたしますので、その間、暫時休憩します。

..... 休憩・午前 11 時 30 分

..... 再開・午前 11 時 32 分

○議長（小藤田一幸）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、追加議事日程、追加 2 を配付いたしました。

配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎選挙第 2 号

○議長（小藤田一幸）

お諮りいたします。

副議長が欠員となりましたので、「副議長の選挙」を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よってこの際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1、選挙第2号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長（小藤田一幸）

追加日程第1に入る前にお願いをしておきます。

既に御手元に配布されております議案につきまして、議会議長名が空欄となっております。議長小藤田一幸と御記入願いたいと思います。

追加日程第1 選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 笹生矩義君。

○議会事務局長（笹生矩義君）

「朗読」

○議長（小藤田一幸）

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場の閉鎖）※ 会議規則第28条 出入の禁止

○議長（小藤田一幸）

ただいまの出席議員は、12名です。

立会人を指名いたします。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 田久保浩通君、2番 青木悦子君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

（投票用紙の配付）

（投票箱の用意）

○議長（小藤田一幸）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

配付漏れは、なしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人、事務局長お願いします。

(立会人・事務局長により点検)

○議長（小藤田 一幸）

異常なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

はい、どうぞ。

○事務局長（笹生矩義君）

1 番 田久保 浩通 議員、 2 番 青木 悦子 議員

3 番 笹生 久男 議員、 4 番 渡邊 信廣 議員

○議長（小藤田 一幸）

傍聴席の皆さんにお願いがあります。

傍聴席は、御静粛にお願いいたします。

○事務局長（笹生矩義君）

5 番 小藤田 一幸 議員、 6 番 緒方 猛 議員

7 番 鈴木 辰也 議員、 8 番 黒川 大司 議員

9 番 伊藤 茂明 議員、 10 番 笹生 正己 議員

11 番 平島 孝一郎 議員、 12 番 三国 幸次 議員

○議長（小藤田一幸）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

田久保浩通君、青木悦子君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（小藤田一幸）

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票

有効投票 12 票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち、渡邊信廣君 8 票 三国幸次君 4 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、渡邊信廣君が副議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖解除)

○議長（小藤田一幸）

ただいま、副議長に当選されました渡邊信廣君が議場におられます。
会議規則第33条第2項によって当選の告知をいたします。
副議長に当選されました渡邊信廣君に挨拶をお願いします。
演壇にてお願いいたします。

[副議長 渡邊信廣 登壇]

○副議長（渡邊信廣）

ただいま、副議長に就任をいたしました渡邊でございます。
微力ではございますけれども、まずは、議長を補佐し、議会の調和を取りながら政策、そして町民目線で公正かつ円滑な議会運営に努めて参りたいと、このように思っております。加えて副議長の立場ではありますけれども、二元代表制の一翼を担う議会といたしまして、鋸南町は自立をして12年経ちます。そうした中で少子高齢化、そして人口減少など国の示す地方創生により、鋸南町では、総合戦略等定めておりますけれども、実行性ある魅力的な町づくりに向かって行政、そして議会が切磋琢磨をしながら町発展に全力を上げて取り組みをしなければならないと、このように考えております。

皆様方とも、御理解と御協力をお願い申し上げまして副議長就任の挨拶に代えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

[「拍手」あり]

○議長（小藤田一幸）

ここで、休憩をとりたいと思います。
休憩は相当の時間を要すると思いますが、昼食を外で済ます以外は庁舎内で待機願いたいと思います。
暫時休憩いたします。

…………… 休憩・午前 11時57分 ……………

…………… 再開・午後 1時30分 ……………

◎選任第1号

○議長（小藤田一幸）

それでは、休憩を解いて会議を再開します。

日程第9 選任第1号「鋸南町議会常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により議長が指名することとなっておりますので、議長から指名いたします。

常任委員の選任につきましては、事務局長をして発表いただきます。

議会事務局長 笹生矩義君。

○事務局長（笹生矩義君）

それでは、発表させていただきます。

総務常任委員会委員に、

5番 小藤田 一幸 議員、 7番 鈴木 辰也 議員
8番 黒川 大司 議員、 9番 伊藤 茂明 議員
10番 笹生 正己 議員、 12番 三国 幸次 議員
以上でございます。

続きまして、産業常任委員会委員に、

1番 田久保 浩通 議員、 2番 青木 悦子 議員
3番 笹生 久男 議員、 4番 渡邊 信廣 議員
6番 緒方 猛 議員、 11番 平島 孝一郎 議員
以上の6名でございます。

○議長（小藤田一幸）

ただいま発表したとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、委員会条例第6条第2項の規定により各常任委員会で、委員長及び副委員長の選任をしていただきます。

総務常任委員会は、委員会室。

産業常任委員会は、議場脇の小会議室にてお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

…………… **休憩・午後1時31分** ……………

…………… 再開・午後 1 時 4 4 分 ……………

○議長（小藤田一幸）

引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会において行われました正・副委員長互選の結果の通知がありましたので事務局長をして発表いたさせます。

議会事務局長 笹生矩義君。

○議会事務局長（笹生矩義君）

それでは、発表いたします。

総務常任委員会委員長に、8 番 黒川 大司 議員。

総務常任委員会副委員長に、9 番 伊藤 茂明 議員。

産業常任委員会委員長に、6 番 緒方 猛 議員。

産業常任委員会副委員長に、3 番 笹生 久男 議員。

以上でございます。

○議長（小藤田一幸）

各常任委員会の委員長及び副委員長は、ただいま発表のとおり決定いたしました。

◎選任第 2 号

○議長（小藤田一幸）

日程第 10 選任第 2 号「鋸南町議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により議長が指名することとなっておりますので、議長から指名いたします。

議会運営委員の選任につきましては、事務局長をして発表いたさせます。

議会事務局長 笹生矩義君。

○議会事務局長（笹生矩義君）

それでは、発表いたします。

議会運営委員会委員に、

2 番 青木 悦子 議員、 6 番 緒方 猛 議員

7 番 鈴木 辰也 議員、 8 番 黒川 大司 議員

10 番 笹生 正己 議員、 12 番 三国 幸次 議員

以上 6 名でございます。

○議長（小藤田一幸）

ただいま発表したとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、6名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、委員会条例第6条第2項の規定により議会運営委員会で、委員長及び副委員長の選任をしていただきます。

議会運営委員会は、委員会室で開催をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

…………… **休憩・午後1時46分** ……………

…………… **再開・午後1時56分** ……………

○議長（小藤田一幸）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会において行われました、正・副委員長互選の結果の通知がありましたので、事務局長をして発表いたさせます。

議会事務局長 笹生矩義君。

○議会事務局長（笹生矩義君）

それでは、発表いたします。

議会運営委員会委員長に、7番 鈴木 辰也 議員。

議会運営委員会副委員長に、12番 三国 幸次 議員。

以上でございます。

○議長（小藤田一幸）

議会運営委員会の委員長および副委員長は、ただいま発表のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

…………… **休憩・午後1時57分** ……………

…………… **再開・午後1時59分** ……………

◎日程の追加

○議長（小藤田一幸）

休憩を解いて、会議を再開いたします。

休憩中に、追加議事日程、追加3が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、この際、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎選挙第3号

○議長（小藤田一幸）

追加日程第1 選挙第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙」を議題といたします。

渡邊信廣君から安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の辞職願が提出されております。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長、笹生矩義君。

○議会事務局長（笹生矩義君）

「朗読」

○議長（小藤田一幸）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よって議長において指名することに、決定いたしました。

伊藤 茂明 君 を安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に指名いたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した、伊藤茂明君が、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に決定いたしました。

ただいま、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました伊藤茂明君が、議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項によって、当選の告知をいたします。

◎選挙第 4 号

○議長（小藤田一幸）

追加日程第 2 選挙第 4 号「鋸南地区環境衛生組合議会議員の補欠選挙」を議題といたします。

青木悦子君、小藤田一幸君、笹生正己君、平島孝一郎君から鋸南地区環境衛生組合議会議員の辞職願いが提出されております。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長、笹生矩義君。

○議会事務局長（笹生矩義君）

「朗読」

○議長（小藤田一幸）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よって議長において指名することに、決定いたしました。

4 番 渡邊 信廣 君、 8 番 黒川 大司 君

10 番 笹生 正己 君、 11 番 平島 孝一郎 君

を鋸南地区環境衛生組合議会議員に指名いたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した、

渡邊信廣君、黒川大司君、笹生正己君、平島孝一郎君
が鋸南地区環境衛生組合議会議員に決定いたしました。

ただいま、鋸南地区環境衛生組合議会議員に当選されました

渡邊信廣君、黒川大司君、笹生正己君、平島孝一郎君

が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項によって、当選の告知をいたします。

◎選挙第 5 号

○議長（小藤田一幸）

追加日程第 3 選挙第 5 号「千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」
を議題といたします。

伊藤茂明君から千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願が提出されております。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長、笹生矩義君。

○議会事務局長（笹生矩義君）

「朗読」

○議長（小藤田一幸）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦により
行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よって議長において指名することに、決定いたしました。

黒川 大司 君 を千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に指名します。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した、黒川大司君が、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に決定いたしました。

ただいま、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました黒川大司君が、議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項によって、当選の告知をいたします。

◎議案第 6 号の上程、説明、採決

○議長（小藤田一幸）

追加日程第 4 議案第 6 号「鋸南町監査委員の選任について」を議題といたします。
地方税法第 117 条の規定により、鈴木辰也君の退席を求めます。

（7 番 鈴木辰也君 退席）

○議長（小藤田一幸）

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 笹生矩義君。

○議会事務局長（笹生矩義君）

「朗読」

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊君）

議案第 6 号「鋸南町監査委員の選任」について、御説明申し上げます。

本日、三国幸次監査委員から町長宛に辞職願が提出されましたので新たに鋸南町監査委員を選任いたしたく議案を提出させていただきました。

監査委員として選任することにつきまして、議会の御同意をお願いいたします方は、住所 鋸南町下佐久間 3616 番地、氏名 鈴木辰也、生年月日 昭和 35 年 10 月 5 日。

任期は議会議員の任期であります、平成 31 年 4 月 29 日までであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

質疑、討論を省き、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

鈴木辰也君の入場を許可いたします。

〔7番 鈴木辰也君 入場〕

○議長（小藤田一幸）

鈴木辰也君におかれましては、監査委員になることに同意されましたので、御報告いたします。

◎議案第7号の上程、説明、採決

○議長（小藤田一幸）

日程第5 議案第7号「鋸南町消防委員会委員の選任について」を議題といたします。

地方税法第117条の規定により、田久保浩通君の退席を求めます。

〔1番 田久保浩通君 退席〕

○議長（小藤田一幸）

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 笹生矩義君。

○議会事務局長（笹生矩義君）

「朗読」

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊君）

議案第7号「鋸南町消防委員会委員の選任」について、御説明申し上げます。

本日、田久保浩通消防委員から町長宛に辞職願が提出をされましたが、引き続き田久保議員を鋸南町消防委員会委員に選任いたしたく議案を提出させていただきました。

消防委員として選任することにつきまして、議会の議決をお願いいたします方は、住所 鋸南町中佐久間875番地3、氏名 田久保浩通、生年月日 昭和30年1月19日。

任期は、議会議員の任期であります平成31年4月29日までであります。

よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

質疑、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

田久保浩通君の入場を許可いたします。

〔1番 田久保浩通君 入場〕

○議長（小藤田一幸）

田久保浩通君におかれましては、消防委員となることに同意されましたので、報告いたします。

◎議案第8号の上程、説明、採決

○議長（小藤田一幸）

追加日程第6 議案第8号「鋸南町消防委員会委員の選任について」を議題といたします。

地方税法第117条の規定により、笹生久男君の退席を求めます。

〔3番 笹生久男君 退席〕

○議長（小藤田一幸）

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 笹生矩義君。

○議会事務局長（笹生矩義君）

「朗読」

○議長（小藤田一幸）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

○総務企画課長（増田光俊君）

議案第8号「鋸南町消防委員会委員の選任」について、御説明申し上げます。

本日、笹生久男消防委員から町長宛に辞職願が提出をされましたが、引き続き笹生議員を鋸南町消防委員会委員に選任いたしたく議案を提出させていただきました。

消防委員として選任することにつきまして、議会の議決をお願いいたします方は、住所 鋸南町吉浜 305 番地、氏名 笹生久男、生年月日 昭和 23 年 3 月 3 日。

任期は、議会議員の任期であります平成 31 年 4 月 29 日までであります。

よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小藤田一幸）

説明が終わりました。

質疑、討論を省き、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

笹生久男君の入場を許可いたします。

〔3 番 笹生久男君 入場〕

○議長（小藤田一幸）

笹生久男君におかれましては、消防委員となることに同意されましたので、報告いたします。

先ほど、休憩中に、議会広報特別委員会委員の 5 人全員から委員の辞職願が提出されました。

追加議事日程を配付いたしますので、暫時休憩します。

…………… 休憩・午後 2 時 2 1 分 ……………

…………… 再開・午後 2 時 2 2 分 ……………

◎日程の追加

○議長（小藤田一幸）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、追加議案日程、追加4を配付いたしました。

配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

配布漏れなしと認めます。

この際、議会広報特別委員会委員の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎辞職第2号

○議長（小藤田一幸）

追加日程第1 辞職第2号「議会広報特別委員会委員の辞職許可について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、田久保浩通君、青木悦子君、笹生久男君、小藤田一幸君、緒方猛君の退席を求めます。

〔議員 退席〕

○議会事務局長（笹生矩義君）

ただいま、議長が退席したことにより、副議長の渡邊信廣議員、議長席へお願いいたします。

○副議長（渡邊信廣）

ただいま、議長が退席をしておりますので、代わって私の方で議場を進めさせていただきます。

まず、事務局長をして辞職願の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（笹生矩義君）

「朗読」

○副議長（渡邊信廣）

お諮りいたします。

田久保浩通君、青木悦子君、笹生久男君、小藤田一幸君、緒方猛君の議会広報特別委員会委員の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（渡邊信廣）

異議なしと認めます。

よって、田久保浩通君、青木悦子君、笹生久男君、小藤田一幸君、緒方猛君の議会広報特別委員会委員の辞職を許可することに決定をいたしました。

退席議員の入場を許可いたします。

〔議員 入場〕

○副議長（渡邊信廣）

それでは、議長が戻りましたので、私の方の代理の方は、これで終わらせていただきます。

○議長（小藤田一幸）

ただいま、委員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、「議会広報特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第2、選任第3号として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よってこの際、「議会広報特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第2、選任第3号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎選任第3号

○議長（小藤田一幸）

追加日程第2 選任第3号「議会広報特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 笹生矩義君。

○議会事務局長（笹生矩義君）

「朗読」

○議長（小藤田一幸）

委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により議長が指名することになっておりますので、議長から指名いたします。

議会広報特別委員会委員の選任につきましては、事務局長をして発表いただきます。
議会事務局長 笹生矩義君。

○議会事務局長（笹生矩義君）

それでは、発表させていただきます。

1番 田久保 浩通 議員、2番 青木悦子 議員

3番 笹生 久男 議員、4番 渡邊 信廣 議員

6番 緒方 猛 議員

以上の5名でございます。

○議長（小藤田一幸）

ただいま発表したとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小藤田一幸）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、以上の諸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、委員会条例第6条第2項の規定により、議会広報特別委員会で、委員長及び副委員長の選任をしていただきます。

議会広報特別委員会は、委員会室で開催をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

…………… 休憩・午後2時32分 ……………

…………… 再開・午後2時42分 ……………

○議長（小藤田一幸）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

暑いので、上着を脱いでも結構ですので、許可いたします。

休憩中に議会広報特別委員会が開催され、正・副委員長の互選の結果の通知がありましたので、事務局長をして発表いただきます。

議会事務局長 笹生矩義君。

○議会事務局長（笹生矩義君）

それでは、発表させていただきます。

議会広報特別委員会委員長に、6番 緒方 猛 議員。

副委員長に、1番 田久保浩通 議員。

以上でございます。

○議長（小藤田一幸）

議会広報特別委員会の委員長及び副委員長は、ただいま発表のとおり決定いたしました。

ここで、休憩します。

休憩中、全員協議会を開催いたします。

議員各位は委員会室にお集まり願います。

なお、執行部の皆様には、暫時休憩といたします。

…………… 休憩・午後2時43分 ……………
…………… 再開・午後3時05分 ……………

○議長（小藤田一幸）

それでは、休憩を解いて、会議を再開します。

休憩中に全員協議会等を開催し、委員会の選任等がなされましたので、報告いたします。

事務局長からお願いします。

議会事務局長 笹生矩義君。

○議会事務局長（笹生矩義君）

全員協議会で決定した事項について御報告いたします。

鋸南町環境審議会委員につきましては、笹生久男議員を推薦することに決定いたしました。

鋸南町国民健康保険運営協議会委員には、青木悦子議員、伊藤茂明議員、三国幸次議員の3名を推薦することに決定いたしました。

鋸南町学校給食センター運営委員には、田久保浩通議員を選任することに決定いたしました。

以上でございます。

◎閉会の宣言

○議長（小藤田一幸）

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。
よって、平成29年第2回鋸南町議会臨時会を閉会します。
御苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午後 3 時 0 6 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 9月 4日

議 会 議 長 小藤田 一幸

署 名 議 員 笹生 久男

署 名 議 員 笹生 正己